

# 松山市商店街振興施策ガイド

～松山市商店街振興施策のご案内～



松山市産業経済部 地域経済課

令和5年2月1日更新版

## 目 次

- 松山市の商店街振興施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 施策の詳細内容
  - 1. 松山市商店街共同施設設置等事業・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
  - 2. 松山市商店街空洞化対策事業・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
  - 3. 松山市商店街活性化支援事業・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
  - 4. 商い賑わい支援事業・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 事業実施にあたって検討すべきポイントについて・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 補助金交付の手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- 施策に対するお問合せ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

## ●松山市の商店街振興施策一覧

事業名	内容	詳細ページ
松山市商店街 共同施設設置等事業	松山市内の商店街において、商店街等が環境整備のための共同施設の設置等を行う事業に補助金を交付します。(松山市全域の商店街対象)	2ページ
松山市商店街 空洞化対策事業	松山市内の商店街の空き店舗において、商店街等が実施する商店街活性化事業を行う施設として活用する事業に補助金を交付します。 (松山市全域の商店街対象)	3ページ
松山市商店街 活性化支援事業	中心市街地区域内の商店街等において、商店街等が活性化を図るために実施する情報発信事業、イベント開催事業、調査研究事業、コミュニティビジネス事業その他商店街の活性化を図るための事業に補助金を交付します。 (中心市街地区域内の商店街対象)	4ページ
商い賑わい支援事業	松山市内の商店街において、商業振興及び地域活性化を図ることを目的に販促活動、集客効果のあるイベント等を行う事業に補助金を交付します。(松山市全域の商店街対象)	5ページ

# 1. 松山市商店街共同施設設置等事業

松山市内の商店街において、商店街等が「環境整備」のための共同施設の設置等を行う事業に補助金を交付します。（松山市全域の商店街対象）

「環境整備」とは、お客様が安心・安全で快適に楽しめるための整備を行うこと。

## ① 助金交付の対象となる団体

商店街振興組合等（商業およびサービス業その他の事業を営む者で構成する団体）

## ② 補助対象となる共同施設

街路灯、カラー舗装、アーケード、防犯カメラ、照明、看板、その他市長が相当と認めたもの

## ③ 補助金の交付基準

補助対象施設	補助対象種別	補助率
街路灯、カラー舗装、アーケード、防犯カメラ、照明、看板、その他市長が相当と認めたもの	設計・工事費、改修費、撤去費	補助対象経費の1/3以内

※ただし、改修及び撤去については、補助対象経費の額の合計が100万円以上のものとします。

## ④ 事業例

街路灯・アーケード・歩道整備とともに、統一看板を設置するなどして、商店街全体のイメージアップを図り、商店街の活性化に寄与する事業

## ⑤ 申請方法

申請方法は、オンライン（LoGo フォーム）、メール、郵送、窓口から選択が可能です。申請を希望する方は、事前にご相談ください（詳細は p7）。

※オンラインをご希望の方は、下記専用フォームからご申請ください。

「交付申請」はこちら（LoGo フォーム）（外部リンク）

<https://logoform.jp/form/ARpd/206342>

「実績報告」はこちら（LoGo フォーム）（外部リンク）

<https://logoform.jp/form/ARpd/210181>

「請求申請」はこちら（LoGo フォーム）（外部リンク）

<https://logoform.jp/form/ARpd/206423>

## 2. 松山市商店街空洞化対策事業

松山市内の商店街の空き店舗において、商店街等が実施する「商店街活性化事業」を行う施設として活用する事業に補助金を交付します。（松山市全域の商店街対象）

「商店街活性化事業」とは、商店街の空き店舗を教育文化事業・保健医療事業・社会福祉事業その他の住民等の共同の福祉又は利便のための事業のこと。

### ① 補助金交付の対象となる団体

商店街振興組合等（商業およびサービス業その他の事業を営む者で構成する団体）

### ② 補助対象事業

商店街振興組合等が商店街に立地する空き店舗を活用して行う商店街活性化事業とします。商店街振興組合等が社会福祉法人やNPOなどと共同して実施する事業

また、商店街の活性化に寄与する事業として市長が適当と認めるものとします。

### ③ 補助対象期間

事業開始の日の属する年度から起算して3年度以内とします。

### ④ 補助対象経費の区分

補助対象経費の区分	内 訳
改装工事費	内装・設備・施工工事費
運営管理費	店舗等賃借料、通信運搬費、広報費、備品費、消耗品費、委託費、雑役務費、印刷製本費、光熱水費

### ⑤ 補助金の額

補助金の額	補助限度額
補助対象経費の2分の1以内の金額とします	(1) 改装工事費・・・150万円 (2) 運営管理費・・・200万円

### ⑥ 事業例

- ・トイレを併設した、休憩所として整備し、シルバー交流サロン、若者向けコミュニティ、子育て支援等世代間のコミュニティ形成を図る事業

### ⑦ 申請方法

申請方法は、オンライン（LoGo フォーム）、メール、郵送、窓口から選択が可能です。申請を希望する方は、事前にご相談ください（詳細は p7）。

※オンラインをご希望の方は、下記専用フォームからご申請ください。

「交付申請」はこちら（LoGo フォーム）（外部リンク）

<https://logoform.jp/form/ARpd/206480>

「実績報告」はこちら（LoGo フォーム）（外部リンク）

<https://logoform.jp/form/ARpd/210205>

「請求申請」はこちら（LoGo フォーム）（外部リンク）

<https://logoform.jp/form/ARpd/206492>

### 3. 松山市商店街活性化支援事業補助金

中心市街地区域内の商店街等において、商店街等が活性化を図るために実施する情報発信事業、イベント開催事業、調査研究事業、コミュニティビジネス事業その他商店街の活性化を図るための事業に補助金を交付します。

#### ①補助金交付の対象となる団体

- 1) 中心市街地内の商店街振興組合
- 2) 事業協同組合
- 3) サービス業その他の事業を営むもので構成する団体
- 4) 商工会議所
- 5) 商店街出資のまちづくり会社
- 6) その他中心市街地内の商店街等の活性化に寄与する事業を行う中心市街地内の団体で市長が適当と認めるものとします。

#### ②補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	補助金の額
商店街組合等が行う事業に要する経費で市長が必要かつ適当と認めるものとします	補助対象経費（補助事業が国、県等の補助の対象となる事業である場合は、補助対象経費から当該国、県等の補助額を控除した金額）の2分の1以内。 1件当たりの補助金の額は200万円を上限とします。

#### ③事業例

事業名など	内 容
ストリート・アート・プレックス事業	多彩かつ良質なパフォーマンスアートを定期的で開催することで、買い物客を呼び寄せ、回遊時間の拡大を図る。
商店街サイトの立ち上げ	合同で商店街ホームページを立ち上げ、商店・商品情報の発信、地域住民に役立つ公共情報等を発信し、地域サイトとして運営する。

#### ④申請方法

申請方法は、オンライン（LoGo フォーム）、メール、郵送、窓口から選択が可能です。申請を希望する方は、事前にご相談ください（詳細は p7）。

※オンラインをご希望の方は、下記専用フォームからご申請ください。

「交付申請」はこちら（LoGo フォーム）（外部リンク）

<https://logoform.jp/form/ARpd/206519>

「実績報告」はこちら（LoGo フォーム）（外部リンク）

<https://logoform.jp/form/ARpd/210228>

「請求申請」はこちら（LoGo フォーム）（外部リンク）

<https://logoform.jp/form/ARpd/206696>

## 4. 商い賑わい支援事業

松山市内の商店街において、商業振興及び地域活性化を図ることを目的に販促活動、集客効果のあるイベント事業等を行う事業に補助金を交付します。(松山市全域の商店街対象)

### ①補助金交付となる団体

商店街振興組合等（商業およびサービス業その他の事業を営む者で構成する団体）

### ② 補助対象事業

商店街等において、商店街等の活性化及び集客力の向上を図り、商業の振興及び地域の活性化を図ることを目的とする事業

### ③補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	補助金の額
消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告費、賃借料、委託料、工事請負・修繕料（軽微なもの）、報償費（謝礼等）、雑役務費、その他必要と認められる経費	補助対象経費の1/2以内とし、50万円を限度とする。

### ④事業例

事業名など	内 容
フリーマーケット	リサイクル、手づくり作品の販売等、地域住民が交流する場の提供
スタンプラリー	お買い物金額に応じて、スタンプを押し、複数店舗の店でスタンプが数個集まると抽選に参加
ふれあい市	商店街の広場や私有地を会場として、年間通じて毎月数回市民とのふれあい市を開催

### ⑤申請方法

申請方法は、メール、郵送、窓口から選択が可能です。申請を希望する方は、事前にご相談ください（詳細はp7）。

## ●事業実施にあたって検討すべきポイントについて

事業を効果的かつ安定的に継続していくためには、事前に事業計画をしっかりと練っておくことが必要です。その際、様々な事項を検討しなければなりません。まず簡単な事業概要を作成し、その後、より具体的な計画へとすすめていくとよいでしょう。事業概要を作成するにあたっては、次のようなポイントを検討することをお勧めします。

### 【事業概要作成のポイント】

#### 1. 何のために事業を行うのか？

どのような目的で事業に取り組むのかをはっきりさせ、事業に関する人々で意識を共有しましょう。

#### 2. 取り組む事業の内容は？

どのようなサービス、施設が地域の人々（対象顧客）に望まれているか調査、検討しましょう。

#### 3. 事業推進体制はどうするか？

事業推進体制について検討しましょう。事業実施には、外部の協力者の存在も必要不可欠です。

#### 4. 事業を円滑にスタートさせるためには？

“場所の選定とスケジュールの策定、人的体制の確立”

提供するサービス内容を考慮したうえで、ふさわしい場所を選定しましょう。

「いつ」「誰が」「何を」という計画づくりもポイントです。

#### 5. より多くの人に利用してもらうには？

事業推進に必要なノウハウを積極的に取り入れましょう。先進事例や専門家から、情報を得ることも有効です。

#### 6. 立ち上げ、運営に必要な資金はどうするか？

長期的視野に立って、事業を継続させていくための資金確保の手段を検討しましょう。

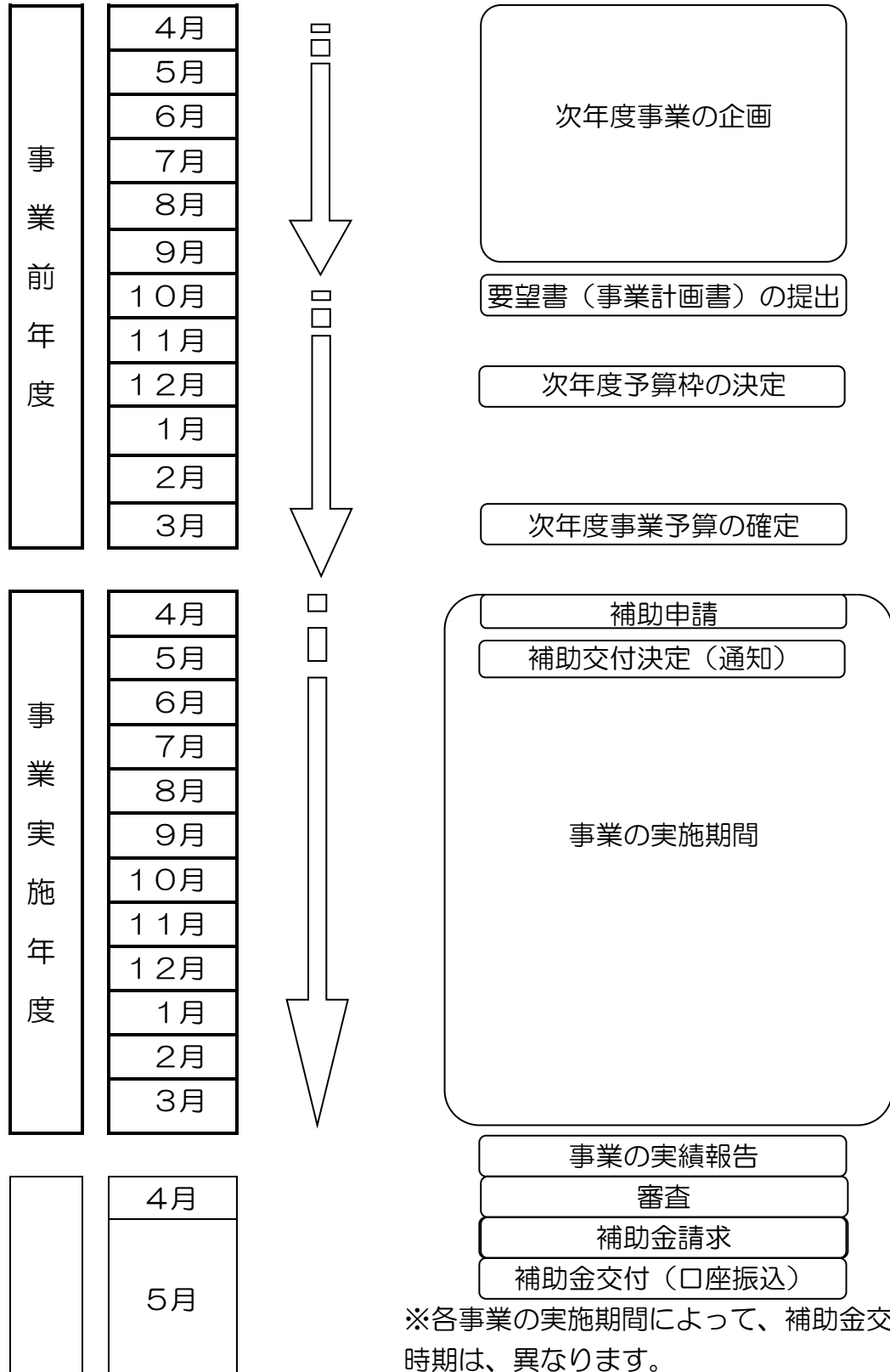
上記ポイントを踏まえ事業を進めていく上で、次ページの“手続きの流れ”をご参考ください。



## ●補助金交付の手続きの流れ

【はじめに】

補助金を活用される場合は、あらかじめご相談くださいますようお願いいたします。  
本編に掲載された活性化施策は**事前相談**となります。事業実施後に申請された場合、補助は受けられませんのであらかじめご了解ください。



## 松山市の商店街施策に対するお問い合わせ

松山市役所 産業経済部 地域経済課 商業振興担当

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 本館8階

電話 089-948-6548

FAX 089-934-1844

URL <http://www.city.matsuyama.ehime.jp>

## その他商店街に関するお問い合わせ一覧

松山商工会議所 地域振興部 地域振興課

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5番地7

電話 089-941-4111

FAX 089-947-3126

URL <http://www.jemcci.jp>

愛媛県中小企業団体中央会 連携支援部

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町337番地1

テクノプラザ愛媛 3F

電話 089-955-7150

FAX 089-975-3611

URL <http://www.bp-ehime.or.jp>

愛媛県 経済労働部 産業支援局 経営支援課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

電話 089-912-2480

FAX 089-912-2479

URL <http://www.pref.ehime.jp>

経済産業省 四国経済産業局 産業部 商業・流通・サービス産業課

〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎

電話 087-811-8524

FAX 087-811-8556

URL <http://www.shikoku.meti.go.jp>